

保険者機能強化推進交付金の報告

- (1) 別紙「平成30年度保険者機能強化推進交付金（市町村分）に係る評価指標の該当状況調査」により、平成30年10月1日に県ヒアリングを実施。（赤字はヒアリング後修正。）
- (2) 平成30年12月21日、別紙「山梨県平成30年度保険者機能強化推進交付金（市町村分）に係る評価指標シート集計表」のとおり国より内示があり、交付申請。
 - ・Ⅰ PDCAサイクルの活用による保険者機能の強化に向けた体制等の構築 82点中82点 100%
 - ・Ⅱ 自立支援、重度化防止等に資する施策の推進 460点中325点 71%
 - ・Ⅲ 介護保険運営の安定化に資する施策の推進 70点中60点 86%
 - ・合計 612点中467点 76%
 - ・評価指標による交付金配分額 9,707千円
 - ・平成31年1月18日、交付申請
- (3) 交付決定は平成31年3月を予定。介護保険特別会計の地域支援事業及び保健福祉事業に交付金を充当。これにより、第1号保険料に余剰が発生した場合には、通常通り、介護給付費等支払準備基金に積み立てる。
- (4) 保険者機能強化推進交付金（以下「交付金」という。）は、高齢者の自立支援・重度化防止等に向けた取組を支援し、一層推進することを趣旨としていることも踏まえ、交付金を活用し、地域支援事業及び保健福祉事業を充実し、高齢者の自立支援、重度化防止、介護予防等に必要な取組を進めていく。
- (5) 平成31年度の交付金の評価指標については、国では抜本的な見直しは行わず、最低限の見直しとすることを予定。また、平成30年度は制度創設初回であったこともあり、内示時期が遅くなったため、別添「2019年度保険者機能強化推進交付金の方向性について」のとおり、平成31年度は内示時期が早まり、評価指標も早急に発出される。自己評価についても次回の策定委員会で説明予定。